

10月1日は「浄化槽の日」

# 日ごろの点検と 清掃を大切に

浄化槽の維持管理を適切に行わないと、悪臭などで周囲に迷惑を掛けるばかりでなく、川や沼の水質悪化を招く原因にもなります。



浄化槽の機能を最大限に発揮させるためには、日ごろの維持管理が大切です。浄化槽を使用している人は、次のことを定期的に行うことが法令で義務付けられています。

- 法定検査：浄化槽が正常に機能しているかを確認するための年1回の検査
- 清掃：浄化槽の中のごみや汚泥を取り除くための、市の浄化槽清掃許可業者による技術上の基準に従った年1回以上の清掃
- 保守点検：装置の調整や消毒剤の補充など、浄化槽を正常に機能させるための専門業者による年3回以上の点検

## 浄化槽の維持管理費や設置費に補助金が

### ■維持管理費補助金

市では、合併処理浄化槽の維持管理（保守点検・清掃）に年間要した費用の2分の1相当額（右表①）

## 合併処理浄化槽の補助金

①維持管理費補助金		②設置費補助金			
人槽区分	限度額	人槽区分	通常型合併処理浄化槽	高度処理型浄化槽（窒素除去型）	高度処理型浄化槽（窒素・リン除去）
5人槽	18,000円	5人槽	342,000円	444,000円	528,000円
6人槽	21,000円	6・7人槽	414,000円	486,000円	693,000円
7人槽	24,000円	8～10人槽	537,000円	576,000円	963,000円
8人槽	27,000円	11～20人槽	939,000円	1,092,000円	1,092,000円
10人槽	33,000円	21～30人槽	1,566,000円	1,860,000円	1,860,000円
11～50人槽	33,000円	31～50人槽	2,058,000円	2,496,000円	2,496,000円

を助成しています。

補助金を受けようとする人は、申請書に①保守点検および清掃の契約書の写し②保守点検および清掃の領収書の写し③法定検査を受けたことを証明する書類の写しを添えて、市役所2階環境衛生課または下総・大栄支所生活環境課へ申請してください。

## ■設置費補助金

合併処理浄化槽を設置する人も、その設置費用の一部（上表②）を助成しています。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換するときは18万円を上乗せする転換補助金（新築・建て替えは除く）を、くみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換するときは10万円を上乗せする転換補助金（新築・建て替えは除く）を支給します。

印旛沼流域に限り、窒素またはリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽についてのみ、設置費用の一部（上表②）を助成しています。

※騒音地域については、維持管理費および設置費補助金とも特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課（☎20-1531）へ。

## ■国民健康保険被保険者証

### 今日から

### 一人1枚のカード型に

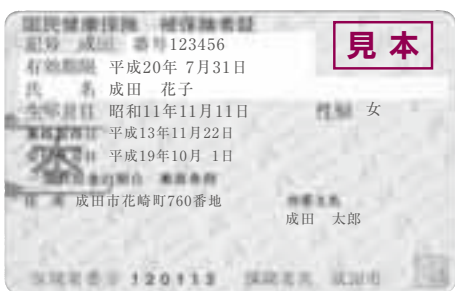
10月1日から国民健康保険被保険者証（保険証）が一人1枚のカード型に変わりました。

同じ世帯であっても一人1枚ずつ保険証を携帯できるので、通院や旅行の際便利になりました。  
**紛失・盗難にご注意ください**  
保険証のサイズが小さくなりま  
慮して、紛失や盗難などにご注意  
ください。

## 世帯主変更などの手続きの際は 世帯全員の保険証を

世帯主の変更、転居による住所変更、国保への加入・脱退（喪失）の手続きの際には、世帯全員の保険証を市保険年金課または下総・大栄支所住民課の窓口へお持ちください。

※くわしくは保険年金課（☎20-1526）へ。



54×86mm

## 違反建築防止週間

**完了検査を  
受けていますか**

10月11日(木)～17日(水)は違反建築防止週間です。

わたしたちが安心して暮らすためには、建築物が安全であることがとても大切です。

建築基準法は、生命・健康・財産を保護するため、地震や火災などに対する安全性に関する基準を定めています。この基準は、建築物を建てる場合には必ず守らなければなりません。

違反建築防止週間をきっかけに、皆さんの所有する建築物が法令に適合しているかどうか建築士と相談するなど、点検を心掛けましょう。

この期間中には「一斉公開建築

パトロール」が実施されます。

※くわしくは建築指導課(☎20-1564)へ。

## 水道料金の納付

**支払いは  
期限内に**

水道事業は皆さんの水道料金で運営されています。水道料金を納期限内に納められなかった場合、督促状や給水停止予告書を送付しています。それでも納入されない場合は、給水を停止する場合がありますのでご注意ください。

水道料金の支払いは、便利で確実な口座振替をお勧めします。

**漏水にご注意ください**

使用水量が極端に多いと思ったら、漏水の疑いがあります。家中の蛇口を全部閉めても、水道メー

ターの星型パイロットメーターや1針が動いていたら、早急に市指定給水装置工事業者に連絡して修繕してください。

※くわしくは市水道部業務課(☎22-0269)へ。

## 病害虫のまん延防止

**旅行者などは  
ご注意ください**

沖縄・奄美・トカラ・小笠原諸島では、サツマイモなどの作物に被害を及ぼす病害虫が発生しています。これらの病害虫が侵入すると、農作物などに大きな被害が予想され、撲滅するには長い年月がかかります。そこで、一部の植物は本土への持ち込みが法令で禁止または制限されています。

旅行などで当該地域へ出掛ける

## 市長日誌

(9月1日～15日)

- 1日 東日本ユニカール大会  
宗吾区祭礼
- 2日 成田市少年野球連盟低学年大会  
お待夜祭
- 3日 印旛地区老人クラブ連合会芸能大会  
市議会開会
- 5日 市議会一般質問(～7日)
- 8日 市内中学校体育祭(～9日)  
私立幼稚園協会主催親子コンサート
- 9日 防災フェアなりた&救急キャンペーン2007  
日本女子ソフトボールリーグ千葉大会  
成田市近隣スポーツ少年団ミニバスケットボール交流大会
- 10日 市議会経済環境常任委員会  
成田空港圏市町首長と知事との懇談会
- 11日 市議会空港対策特別委員会
- 12日 市議会建設水道常任委員会  
市議会教育民生常任委員会
- 13日 市議会新清掃工場整備特別委員会  
市議会新駅・基幹交通網整備促進特別委員会
- 14日 空の日記念航空安全特別大祈禱会  
市議会総務常任委員会
- 15日 成田市敬老会(成田・公津・豊住・大柴地区)



防災フェアなりたで風船を手渡す小泉市長

人は、対象植物(サツマイモ・アサガオ・かんきつ類の苗木など)を持ち込まないように注意ください。

※くわしくは横浜植物防疫所千葉出張所(☎043-242-8401)へ。

## 第4回男女共同参画セミナー

**働き方、  
暮らし方をテーマに**

日時 11月11日(日) 午後1時30分～3時  
会場 市役所6階大会議室  
テーマ あなたと共に築きたい男女共同参画社会へ働き方暮らし方を考える



講師 佐藤洋子さん(ジャーナリスト)

定員と参加費 150人(先着順)・無料

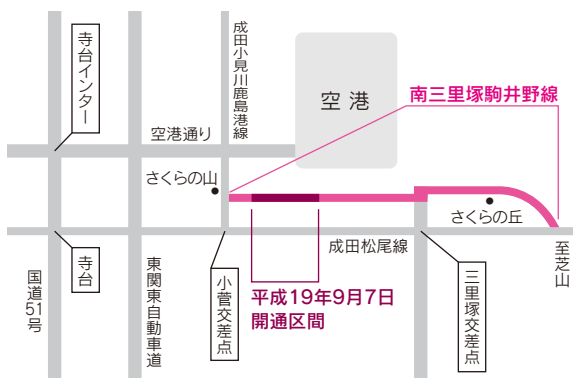
申込方法 11月9日(金)までに電話、FAX、郵便、Eメールのいずれかで住所・氏名・電話番号を企画課(☎20-1500 FAX 24-1006 〒286-8585)

花崎町760 Eメール kikaku@city.narita.chiba.jp  
※託児室(2～8歳)の利用は11月2日(金)までに申し出てくださいます。

## 南三里塚駒井野線

**9月7日に  
全線開通しました**

主要地方道成田松尾線から主要地方道成田小見川鹿島港線を経由して成田国際空港を結ぶ幹線道路として整備を進めていた南三里塚駒井野線(全長5100m)が9月7日に完成し、全線開通しました。



※くわしくは土木課(☎20-1550)へ。

成田市都市計画

変更案概要の縦覧と公聴会の開催

成田市都市計画区域における道路と市場の変更案の概要(素案)の縦覧と公聴会を開催します。

■案の概要(素案)の縦覧

日時 10月2日(火)～16日(火)  
(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時30分  
場所 市都市計画課(市役所5階)、県都市計画課(道路のみ・県庁7階)

■公聴会の開催

日時 10月29日(月) 午前10時から  
(公述の申し出がない場合は中止)

会場 国際文化会館

公述人の資格 成田市都市計画区域(旧成田市)に住所がある人および利害関係がある人(法人を含む)

公述の申し出の方法 公述を希望する人は公述申出書に必要事項を書いて、述べようとする意見の要旨を添えて、直接または郵送で市都市計画課(〒286・8585 花崎町760)へ(公述申出書の様式は同課にあります)

公述申出書の提出期間 10月2日(火)～16日(火)(郵送の場合は10月16日(火)の消印のあるもので有効)

公述人の選定 希望者が多い場合は抽選(結果は本人に通知)

公聴会傍聴の申込方法 往復はがきに住所、氏名(返信欄にも)を書いて10月16日(火)(当日消印有効)までに市都市計画課(〒286・8585 花崎町760)へ

※くわしくは市都市計画課(☎20-1560)または県都市計画課(☎043-223-3168)へ。

駅前放置自転車

10月1日から  
クリーンキャンペーンを実施

10月1日(月)から11月30日(金)までの2カ月間、県下一斉に「困ります! 自転車置きざり 知らんぷり」をスローガンに駅前放置自転車クリーンキャンペーンが実施されます。

駅前周辺では、歩道や車道に放置された自転車やバイクが歩道の幅を狭めたり、点字ブロックを隠したりして、歩行者に大変迷惑を

掛けています。特に、障がい者や高齢者の通行には大きな支障を及ぼしており、災害時には、緊急活動や避難などの妨げにもなります。

自転車やバイクの利用者は市営駐輪場などをご利用ください。

※市営駐輪場の利用などくわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

秋季行政相談強調週間

気軽に要望や意見などを

10月15日から21日は「秋季行政相談強調週間」です。

国から委嘱を受けた行政相談委員が国やJR、NTTなどの仕事について、皆さんからの要望や意見を聞き、その解決の促進を図ります。人権擁護委員による相談も行っていますので、気軽に相談ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

もめごと・なやみごと・苦情相談

期日 10月15日(月)  
時間 午前10時～午後3時

会場 市役所2階201会議室

千葉行政評価事務所行政相談課でも、行政相談苦情110番(☎043-244-1100・平

日の午前8時30分～午後5時)やFAX(043-246-9829)、ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/chibahtm>)へ

行政相談を受け付けています。 ※くわしくは市民支援課市民相談室(☎20-1507)へ。

農業用廃プラスチック

適正な処理を  
お願いします

農業用廃プラスチック類(使用済み農業用ビニール資材および農業用ポリエチレン資材)は産業廃棄物です。これらを野焼き・不法投棄することは法令で禁止されています。市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチック類の適正な処理を推進するために地区ごとに回収を行っています。回収・処理を希望する人は、事前に登録が必要です。

回収の際にはリサイクルに適した荷造りルールをきちんと守りましょう。

回収対象 農業用廃ビニール、農業用廃ポリエチレン、肥料袋、培土袋

回収時期などの問い合わせ先

市農政課: ☎20-1541

10月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
10月1日(月)	並木町(野沢台・成瀬台・大久保台)地区	午後11時 ～
10月2日(火)	並木町(成瀬台・日本松)地区	翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

○ 下総支所農産土木課: ☎96-1112  
○ 大栄支所農産土木課: ☎73-8063  
○ JA成田市営農課園芸: ☎36-1541  
○ JAかとり西部営農経済センター: ☎73-4413  
※育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは回収対象外です。産廃業者などで処理をお願いします。くわしくは農政課(☎20-1541)へ。